

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第9編 第1章 第2節	<p>ダム編 コンクリートダム 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に<u>確認を求め</u>なければならない。</p> <p>また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合についても監督職員に確認を求めるものとする。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>（平成14年3月）</u></p>	第9編 第1章 第2節	<p>ダム編 コンクリートダム 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。<u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合についても監督職員に確認を求めるものとする。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>（平成20年3月）</u></p>	表現の修正
第3節 1-3-2	<p>掘削工 掘削分類</p> <p>掘削は、<u>下記</u>に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。</p>	第3節 1-3-2	<p>掘削工 掘削分類</p> <p>掘削は、<u>以下</u>に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。</p>	適用諸基準の改正 語句の修正
1-3-4	<p>発破制限</p> <p>請負者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬類を制限しなければならない。</p>	1-3-4	<p>発破制限</p> <p>受注者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬類の<u>種類及び使用量</u>を制限しなければならない。</p>	表現の修正
1-3-9	<p>岩盤確認後の再処理</p> <p>請負者は、<u>次</u>の場合には、監督職員の指示に従い第9編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	1-3-9	<p>岩盤確認後の再処理</p> <p>受注者は、<u>以下</u>の場合には、監督職員の指示に従い第9編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	語句の修正
第4節 1-4-5 4	<p>ダムコンクリート工 材料の計量</p> <p>請負者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に<u>提出</u>しなければならない。</p>	第4節 1-4-5 4	<p>ダムコンクリート工 材料の計量</p> <p>計量装置の精度確保</p> <p>受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を<u>整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示</u>しなければならない。また、<u>検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。</u></p>	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-4-6	練りませ	1-4-6	練りませ	項目見出しの追記 表現の修正
2	<u>請負者</u> は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを <u>確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督職員に提出しなければならない。</u>	2	<u>ミキサの練りませ性能試験</u> <u>受注者</u> は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを <u>確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。</u>	
5	（2） <u>請負者</u> は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを <u>確認しなければならない。なお、試験結果を監督職員に提出するものとする。</u>	5	<u>1 練りの量及び練りませ時間の決定</u> （2） <u>受注者</u> は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを <u>確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。</u>	
9	<u>請負者</u> は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、 <u>次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、監督職員の指示する場所に運搬し、処分しなければならない。</u>	9	<u>不適合配合の処分</u> <u>受注者</u> は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、 <u>以下</u> に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、 <u>適切に</u> 運搬し、処分しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
1-4-8	打込み開始	1-4-8	打込み開始	項目見出しの追記 表現の修正
1	<u>請負者</u> は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、 <u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	1	<u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、 <u>施工計画書へ記載する。</u>	
1-4-9	コンクリートの打込み	1-4-9	コンクリートの打込み	項目見出しの追記 表現の修正
4	1リフトの高さは、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	4	<u>1リフトの高さ</u> 1リフトの高さは、設計図書に <u>よる。</u>	
5	<u>請負者</u> は、 <u>次の</u> 場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	5	<u>ハーフリフト高さ</u> <u>受注者</u> は、 <u>以下の</u> 場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6	(1) <u>請負者</u> は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について <u>監督職員の承諾を得なければならない。</u>	6	<u>コンクリートの打ち上がり速度</u> (1) <u>受注者</u> は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について <u>施工計画書へ記載する。</u>	項目見出しの追記 表現の修正
1 2	<u>請負者</u> は、 <u>次の事項</u> に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、 <u>監督職員の承諾を得なければならない。</u>	1 2	<u>監督職員の承諾</u> <u>受注者</u> は、 <u>以下</u> の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、 <u>監督職員の承諾を得なければならない。</u>	項目見出しの追記 表記の統一
1-4-1 1	継目 3 <u>請負者</u> は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、 <u>監督職員の指示により</u> 、この部分のコンクリートを取り除かななければならない。	1-4-1 1	継目 3 <u>水平打継目の処理</u> <u>受注者</u> は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かななければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
第5節	型枠工	第5節	型枠工	
1-5-1	一般事項	1-5-1	一般事項	
2	型枠は、鋼製型枠とする。 <u>これ以外の場合</u> は、監督職員と協議しなければならない。	2	<u>型枠材料</u> 型枠は、鋼製型枠とする。 <u>受注者は、これにより難い場合は</u> 、監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	
1	<u>請負者</u> は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、 <u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	1	<u>施工計画書</u> <u>受注者</u> は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、 <u>あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。</u>	項目見出しの追記 表現の修正
第7節	埋設物設置工	第7節	埋設物設置工	
1-7-2	冷却管設置	1-7-2	冷却管設置	
5	<u>請負者</u> は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、 <u>監督職員の指示により</u> 打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	5	<u>冷却管故障の処置</u> <u>受注者</u> は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-7-4	止水板 1 <u>請負者</u> は、 <u>次</u> に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	1-7-4	止水板 1 <u>接合</u> <u>受注者</u> は、 <u>以下</u> に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
第8節 1-8-3	パイプクーリング工 冷却用設備 1 <u>請負者</u> は、冷却用設備の設置にあたっては、 <u>次</u> の事項に基づき設置計画図を <u>提示</u> し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第8節 1-8-3	パイプクーリング工 冷却用設備 1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、冷却用設備の設置にあたっては、 <u>以下</u> の事項に基づき設置計画図を <u>作成</u> し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
1-8-4	冷却工 4 冷却完了後の処置 (1) <u>請負者</u> は、冷却完了後 には、 <u>監督職員の指示に従い</u> 外部配管等を撤去しなければならない。 (2) <u>請負者</u> は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを <u>充てん</u> しなければならない。 (3) <u>請負者</u> は、セメントミルクの <u>充てん</u> に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。 (4) <u>請負者</u> は、冷却管 <u>充てん</u> 後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	1-8-4	冷却工 4 冷却完了後の処置 (1) <u>受注者</u> は、冷却完了後には、 <u>施工計画に基づき</u> 外部配管等を撤去しなければならない。 (2) <u>受注者</u> は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを <u>充填</u> しなければならない。 (3) <u>受注者</u> は、セメントミルクの <u>充填</u> に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。 (4) <u>受注者</u> は、冷却管 <u>充填</u> 後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	表現の修正 語句の統一 語句の統一 語句の統一
第10節 1-10-2	継目グラウチング工 施工方法 4 <u>請負者</u> は、 <u>次</u> に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	第10節 1-10-2	継目グラウチング工 施工方法 4 <u>グラウチング順序</u> <u>受注者</u> は、 <u>以下</u> に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
1-10-4	施工 1 洗浄及び水押しテスト <u>請負者</u> は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所を検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の <u>承諾</u> を得なければならない。 (2) <u>請負者</u> は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無について <u>確認</u> しなければならない。	1-10-4	施工 1 洗浄及び水押しテスト <u>受注者</u> は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所を検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>監督職員の確認</u> を得なければならない。 (2) <u>受注者</u> は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無について <u>点検</u> しなければならない。	表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	<p>充水</p> <p>（1）注入前の充水 <u>請負者</u>は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、<u>監督職員の指示する</u>規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かなければならない。</p> <p>（2）注入中の充水 <u>請負者</u>は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、<u>監督職員の指示する</u>規定圧で充水しなければならぬ。 また、注入完了後、<u>監督職員の指示により</u>水を抜かなければならない。</p>	3	<p>充水</p> <p>（1）注入前の充水 <u>受注者</u>は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かなければならない。</p> <p>（2）注入中の充水 <u>受注者</u>は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならぬ。 また、注入完了後、水を抜かなければならない。</p>	表現の修正
4	<p>注入</p> <p>（1）<u>請負者</u>は、すべての準備が完了し、監督職員の<u>承諾を得た</u>後、注入を開始しなければならない。</p> <p>（2）<u>請負者</u>は、<u>監督職員の指示する</u>注入圧で、注入を行わなければならない。</p> <p>（4）<u>請負者</u>は、<u>次</u>の手順を経て注入を完了する。</p> <p>（6）<u>請負者</u>は、注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、<u>監督職員の指示</u>によらなければならない。</p>	4	<p>注入</p> <p>（1）<u>受注者</u>は、すべての準備が完了し、監督職員の<u>確認を受けた</u>後、注入を開始しなければならない。</p> <p>（2）<u>受注者</u>は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。</p> <p>（4）<u>受注者</u>は、<u>以下</u>の手順を経て注入を完了する。</p> <p>（6）<u>受注者</u>は、注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、<u>施工計画</u>によらなければならない。</p>	表現の修正 表現の修正 表記の統一
5	<p>測定</p> <p><u>請負者</u>は、注入水開始と同時に、<u>次</u>の測定を行わなければならない。</p> <p>（1）注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、<u>圧力計の記録は、監督職員の指示によらなければならない</u>。</p>	5	<p>測定</p> <p><u>受注者</u>は、注入水開始と同時に、<u>以下</u>の測定を行わなければならない。</p> <p>（1）注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、<u>測定結果を記録しなければならない</u>。</p>	表記の統一 表現の修正
第11節 1-11-1	<p>閉塞コンクリート工</p> <p>一般事項</p> <p>2 <u>請負者</u>は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に<u>詰めるものとする</u>。</p>	第11節 1-11-1	<p>閉塞コンクリート工</p> <p>一般事項</p> <p>2 <u>受注者</u>は、堤内仮排水路部、その他工事<u>で</u>便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリート<u>により</u>完全に<u>閉塞するものとする</u>。</p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-1-2	コンクリートの施工	1-1-1-2	コンクリートの施工	項目見出しの追記 1 から移行 3 から移行
3	<u>請負者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	1	<u>施工計画書</u> <u>(1)受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。</u> <u>(2)受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載しなければならない。</u>	
2	閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書に <u>よるものとする。</u>	2	<u>閉塞コンクリートの示方配合</u> 閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書に <u>よる。</u>	項目見出しの追記 表現の修正
第1-2節	排水及び雨水等の処理	第1-2節	排水及び雨水等の処理	表現の修正
1-1-2-3	雨水等の処理 <u>請負者は、工事区域内に流入した雨水等の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	1-1-2-3	雨水等の処理 <u>受注者は、工事区域内に流入した雨水等の処理方法について施工計画書に記載する。</u>	
第2章	フィルダム	第2章	フィルダム	表記の統一
第2節	掘削工	第3節	掘削工	
2-2-2	掘削分類 掘削は、 <u>次</u> の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。	2-2-2	掘削分類 掘削は、 <u>以下</u> の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。	
2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	項目見出しの追記 表現の修正
3	<u>請負者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、監督職員の立会を受けなければならない。</u>	3	<u>監督職員の立会</u> <u>受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督職員の立会を受けなければならない。</u>	
4	仕上げ掘削 (3) 仕上げ掘削の厚さは、設計図書に <u>よるものとする。</u>	4	仕上げ掘削 (3) 仕上げ掘削の厚さは、設計図書に <u>よる。</u>	表現の修正
2-2-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 <u>請負者は、次</u> の場合には監督職員の指示に従い、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	2-2-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 <u>受注者は、以下</u> の場合には監督職員の指示に従い、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 2-3-1 7	<p>盛立工 一般事項 7 <u>請負者</u>は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、<u>設計図書に関して、監督職員の指示する</u>方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てしなければならない。</p>	第3節 2-3-1 7	<p>盛立工 一般事項 7 <u>湧水や流水の処置</u> <u>受注者</u>は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、<u>監督職員と協議した</u>方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
2-3-6 5	<p>フィルターの盛立 5 <u>請負者</u>は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる<u>ものとする。</u></p>	2-3-6 5	<p>フィルターの盛立 5 <u>締固め機械の走行</u> <u>受注者</u>は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる<u>ことができる。</u></p>	項目見出しの追記 表現の修正
2-3-7 5	<p>ロックの盛立 5 <u>請負者</u>は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる<u>ものとする。</u></p>	2-3-7 5	<p>ロックの盛立 5 <u>締固め機械の走行</u> <u>受注者</u>は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる<u>ことができるものとする。</u></p>	項目見出しの追記 表現の修正
第3章 第2節	<p>基礎グラウチング 適用すべき諸基準 <u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記の基準類によらなければならない。</u>なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	第3章 第2節	<p>基礎グラウチング 適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	表記の統一 表現の修正
第3節 3-3-4 2	<p>ボーリング工 コアの採取及び保管 2 <u>請負者</u>は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が<u>指示</u>する場所に<u>納入</u>しなければならない。</p>	第3節 3-3-4 2	<p>ボーリング工 コアの採取及び保管 2 <u>採取コアの提出</u> <u>受注者</u>は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が<u>連絡</u>する場所に<u>納品</u>しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 3-4-5	<p>グラウチング工 注入管理 <u>請負者</u>は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ<u>報告</u>しなければならない。</p>	第4節 3-4-5	<p>グラウチング工 注入管理 <u>受注者</u>は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ<u>提出</u>しなければならない。</p>	表記の統一
3-4-7 7	<p>注入 <u>請負者</u>は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を<u>一次</u>中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	3-4-7 7	<p>注入 <u>異常時の処置</u> <u>受注者</u>は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を<u>一時</u>中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	項目見出しの追記 誤字の修正
3-4-8 2	<p>注入効果の判定 追加グラウチング <u>請負者</u>は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。 なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を<u>受</u>なければならない。</p>	3-4-8 2	<p>注入効果の判定 追加グラウチング <u>受注者</u>は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。 なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を<u>得な</u>なければならない。</p>	表記の統一